

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	京都市 生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和6年10月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。)</p> <ul style="list-style-type: none">・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。・申請者に対する生活の状況、扶養義務者の有無、資産の活用可能性等を調査する。・申請、調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給の決定をし、口座振込、窓口支給、現物等の方法で支給する。・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求、管理を行う。・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。・対象者の申請に基づき、就労自立給付金の支給をする。・対象者の申請に基づき、進学準備給付金の支給をする。 <p>なお、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※)・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) <p>※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。</p>
③システムの名称	生活保護システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第20項、第28項、第37項、第42項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項、第40項、第42項、第43項、第48項、第161項、第162項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル3F TEL 075-251-1175
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 <div style="text-align: right;">等</div>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月31日	I 1②事務の概要	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」)に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。))	事前	
平成28年9月31日	I 3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例	事前	
平成28年9月31日	I 4②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第50項、第53項、第54項、第55項、第56項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第110項、第111項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第50項、第53項、第54項、第55項、第56項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第110項、第111項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3) 番号法第9条第2項に基づく条例	事前	
平成30年11月22日	I 1②事務の概要	(追加の記載)	・対象者の申請に基づき、進学準備給付金の支給をする。	事前	
平成30年11月22日	I 4②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第50項、第53項、第54項、第55項、第56項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第110項、第111項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第50項、第53項、第54項、第55項、第56項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第110項、第111項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。
平成30年11月22日	I 5①部署	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課	保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課	事後	組織改正に伴う修正のための重要な変更には該当しない。
平成30年11月22日	I 8連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課	京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課	事後	組織改正に伴う修正のための重要な変更には該当しない。
	IVリスク対策	(追加の記載)	株式会社変更に伴う項目の追加	事後	経過措置期間中である。
令和4年9月14日	I ~ V	(カンマ)	、(読点)	事後	文書作成の要領の改正に伴う修正のための重要な変更には該当しない。
令和4年9月14日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。
令和4年9月14日	II しいしい値判断項目		計数の時点を令和4年4月1日時点と修正	事後	記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。
令和5年3月8日	I ②事務の概要	(追加の記載)	医療扶助のオンライン資格確認に係る記載の追加	事前	
令和5年3月8日	I ③システムの名称	(追加の記載)	医療保険者等向け中間サーバー等を追加	事前	
令和5年3月8日	I 4②法令上の根拠	(1) ①第21項	削除	事後	記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。
令和5年3月8日	I 5②法令上の根拠	(追加の記載)	1 情報提供の根拠 (3) 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 (4) 番号法第14条第2号	事前	
令和6年6月28日	I 3個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更には該当しない。
令和6年6月28日	I 4②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第21項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第50項、第53項、第54項、第55項、第56項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第110項、第111項、第116項、第119項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (3) 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 (3) 番号法第9条第2項に基づく条例 (4) 番号法第14条第2号	1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第59項、第83項、第89項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項、第40項、第42項、第43項、第48項、第161項、第162項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更には該当しない。
令和6年6月28日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル戦略推進室 情報公開コーナー	事後	組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。
令和6年9月19日	I 4②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第59項、第83項、第89項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項、第40項、第42項、第43項、第48項、第161項、第162項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号	1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第59項、第83項、第89項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第18項、第40項、第42項、第43項、第48項、第161項、第162項 (2) 番号法第9条第2項に基づく条例 (3) 番号法第14条第2号	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更には該当しない。